

# A04班研究会・提題

## 科学制度と中国語史

平田 昌司

京都大学大学院文学研究科 教授

### はじめに

中国語の方言は、東南諸方言の基礎語彙に代表される多様性、北方方言や文化的語彙にみられる統一性というふたつの面を同時にもちあわせている【平田「雪晴れの風景 中国言語文化圏の“内”と“外”」〔『中国 社会と文化』9, 1994年〕に引く李栄説を参照。1990年代後半に入って、語構成・統語論の調査がすすむにつれ、北方方言の内部にも従来予想されてきた以上の多様性を認めうる事が知られるようになった】。多様性の面について言えば、漢の揚雄（前53～後18）の著と伝えられる方言語彙集『方言』から見ただけでも、各地の基礎語彙には大きな差異が認められ、漢代からはるかにさかのぼった時期に中国語方言は成立していたと信じられる【佐藤進編『宋刊方言四種影印集成』〔平成9～11年度科学研究費基盤（A）研究成果報告書『中国における言語地理と人文・自然地理（2）』、研究代表者遠藤光暁, 1998年〕；松江崇『揚雄《方言》逐条地図集』〔『中国における言語地理と人文・自然地理（4）』, 1999年〕】。一方で、漢字文献は方言の境界を超えて流布し、黄河流域で著されたと推定される文献が南方の長江流域で書写される状況も戦国時代出土資料から確認できる【池田知久監修『郭店楚簡の思想史的研究第三巻』、東京大学文学部中国思想文化学研究室, 2000年】。また文化的語彙は、新しい技術の伝播、記録以前からの通商、支配地域の拡大にともなう行政を通じて、いわゆる漢民族の範囲を超え、周辺諸言語に浸透を続けていた【林梅村教授によれば、中国語からガンダーラ語へ訳された『日書（曆）漢代写本が発見されているという】。こうして、多様性をつなく「橋わたし言語」として漢字の古典文語を用いる漢字文化圏が成立した【『橋わたし言語』の用語は、林正寛「伝達と規範意識」〔『アジアから考える[1]』、東京大学出版会, 1993年〕による。東アジアにおける中国古典学の衰退は、19世紀に文字中心主義から音声中心主義へと教育の転換がすすみ、古典中国語が「橋わたし言語」の地位を国民語・外国語に譲り渡したことを

を最大の原因とする】。

秦代以前に形成された文献のうち、前漢になって公認され制度化されたものは、一代ごとの学習伝承の経路を確かめ得るかたちで伝えられていく。文献の読みは、あたかも芸の稽古のように耳から伝授され、ある漢字をどう発音し、どう解釈するか「ゆれ」は現れない。しかし、後漢から紙の量産技術が成熟し始めると、文献の形態と学問のありかたは徐々に変容した【清水茂『中国目録学』、筑摩書房, 1991年；皮錫瑞『経学歴史』】。それまでの石刻、簡牘を媒体とした口承主体の学問で生涯に吸収できる知識の量は限られる。紙が書物の再生産を容易にしたことは、自力で読書して「博学」に至る道を拓き、師に代わるものとしての注釈書を生んだ。かくて文献の伝承媒体が音声から文字へと移行した結果、朗読を聞いたことのない内容を目で学ぶ、という事態が新しく出現する。運搬・収蔵が容易になった書物は文字として（必ずしも音をともなうことなく）拡散し、読書のための漢字音体系を各地に定着させた。方言固有の音韻体系の上に成立したこれら漢字音体系は、子音・母音・声調（音節全体にかぶさる高低アクセントの型）の区別において、かなりの多様性をもち、甲方言で区別される母音AとBが乙方言ではA 1種のみ合流する、という状態が、あちこちで出現した。

目による読み書きだけが行われているとき、方言漢字音体系は隠されたものでしかない。しかし、詩歌の韻律論が厳密化され、スタンザごとの声調配置、押韻できる音節の分類が規範化される時、詩人にとって母方言の漢字音体系がどれだけ押韻規範からずれるかという問題は無視できなくなる。さらに、官僚選抜制度の試験科目に韻文が含まれ、韻律規則の遵守がすべての受験者に要求されるとき、韻律規範に近い漢字音体系をもつ方言の話者にのみ有利な状況が出現し、他方言の話者は不公平

の解消をめざす動きに出ざるを得ないであろう。

現在知られている資料から推定するならば、中国において韻律論の体系化がすすみ、それが試験制度と結びつくのは、西北インド・中央アジアの讃仏詩とその韻律論が4～5世紀に伝えられて以降のことではないかと思われる。

## 1. インド系文法学・韻律論の東伝

中期インド語やサンスクリットによって作られた仏教経典が、西北インド経由で中央アジアへと伝わったとき、仏教徒たちは二種の文献の助けを借りねばならなかった。

第一はサンスクリット学習のための文法書である。クマラーラタ(童受)『カウマラーラタ*Kaumāralāta*』の推定4世紀写本(クチャ国キジル遺跡出土)を最古の例として、同系統の文法書シャルヴァヴァルマン(摂婆跋摩)『カータントラ*Kātantra*』の写本もクチャ・アグニ・トルファンの遺跡から発見されている事実からは、4～8世紀の中央アジアにおけるサンスクリット学習の実態をうかがえよう。

第二はサンスクリット韻律学書である。インド詩学の韻律は、主として(1)各行の音節数が固定していて、音節の長短配置によって定義されるもの、(2)各行のモーラ数によって定義されるもの、(3)両者の混合、に大別でき、仏教経典の偈頌を正確に読むためには韻律学の知識を欠かすことができない。また、1～2世紀にアシュヴァゴーシャ(馬鳴)がサンスクリット美文体(カーヴィア体)による仏教詩・仏教戯曲を創作して以後、中央アジアの仏教教団ではサンスクリット・アグニ語・クチャ語などによる讃仏詩*Buddhastotra*の創作・筆写が盛んに行われていた【出土写本の推定年代は、2世紀に始まって8世紀以降まで切れ目がない】。詩作に必要なサンスクリット韻律学書『チャンドーヴィチティ*Chandoviciti*』等の5世紀(推定)写本がクチャ国キジル遺跡から出土している事実は、仏教寺院におけるインド韻律学の流行を示すものである【D.Schlingloff, *Chandoviciti*, Berlin, 1958; D. Schlingloff, *Buddhistische Stotras aus Ostturkistanischen Sanskrittexten*, Berlin, 1955】。

中央アジアにおけるサンスクリット文法学・韻律学の知識が体系として中国に紹介された時期を正確に知ることはできない。おそらく、鳩摩羅什(344～413)が401年に長安へ到着してから413年に没するまで経典の漢訳にたずさわり、仏典の中国語訳にはクチャ語訳と全く異質の困難があることを見出したことを重要なきっかけとすると思われる。つまり、クチャ語とサンスクリットは同じくインド・ヨーロッパ諸語に属し、音節数と音節の長短配置などの韻律構造に大きな違いがない。よって原

韻文のリズムを崩さずに、韻文訳することができる。ところが、一句ごとの音節数と押韻のみが規定され、音節の長短対立を欠く中国語の韻文は、したがって訳出された韻文のリズムは原詩と似ても似つかないものにならざるを得ない。問題が最もあらわになるのは、讃仏詩を音楽にのせて歌うときの旋律と歌詞との不整合においてであった。鳩摩羅什は高弟の慧叡に対して、その原因がインド・中国の韻律構造の違いに他ならないことを語っている【陳寅恪「論韓愈〔韓愈を論ず〕」, 1951年】。後に慧叡は北朝を離れ、南朝の東晋・宋の政権下で生活し、詩人謝靈運(385～433)を助けてインド語解説書『十四音訓叙』(418～433年頃の成立)を編んだ。謝靈運こそ、インド韻律に関する体系的知識を初めて知った中国の詩人ではないかと考えられる【平田「謝靈運『十四音訓叙』の系譜 科挙制度と中国語史第一」, 高田時雄編『中国語史の資料と方法』, 京都大学人文科学研究所, 1994年】。

## 2. カーヴィアと四声論

中国語は、もともと漢字1字(表記) = 1音節(音) = 1形態素(意味)という傾向を強く持ちつづけてきた。それぞれの音節は、音節頭子音に相当する「声母」、母音・音節末子音からなる「韻母」、そして声調に分かれる。このうち声調は韻母と一体のものとして扱われる場合が多い。中国の韻文の主流は、各句の音節数を一定とし(四言詩、五言詩、七言詩など)、隔句末に同一韻母かつ同一声調の音節を配して押韻する形式をとった。

声母・韻母を利用した修辞技巧は、古くから用いられてきた。ふたつ以上の音節が共通の声母をもつ「双声」、ふたつ以上の音節が共通の韻母をもつ「疊韻」である。声調は、複合語の構成を制約する重要な要素でありつづけ【余嘉錫『世説新語箋疏』, 北京: 中華書局, 1983年; 丁邦新「論語, 孟子, 及詩經的並列語成分之間的声調關係〔論語, 孟子と詩經の並列語要素間にみられる声調上の関係〕」, 周代の『詩経』以来押韻の上で厳密に区別されているにもかかわらず【楊樹達「詩音有上声説〔詩經の音韻に上声が存在したことについて〕」, 1933年】、修辞技巧への応用はあまり試みられなかった。状況が変化するのは、5世紀に中国語声調が4種あることが認識され、「四声」すなわち平声・上声・去声・入声と名づけられてからである【中国語にこの時代から声調が発生したというわけではない。日本語の活用体系が整理されたのは18～19世紀のことだが、言語現象としての活用が出現した時代はずっと古い】。南齊の永明年間(483～493)、沈約らは五言詩を作る際に詩句内各音節の四声をどう配置すれば最も調和のとれた音の響きになるかを求め、双声・疊韻の使用規則とあわせて、韻律上の主要な禁忌を8種定義し「四声八病」と称した。この理論は、それま

での詩人たちの常識を超えていないとして同時代人から批判される。だが、沈約らの最大の貢献は、従来は個人の言語感覚にゆだねられていた韻律をマニュアル化し、規則さえ守れば凡庸な詩人や方言の訛りのある者でも簡単に韻律の整った詩を作れるようにした点にあると言える。

この「四声八病」理論が5世紀後半に出現しえた理由としては、インド言語の知識・仏教歌曲の創作と関連をもつ可能性が早くから指摘されてきた【陳寅恪「四声三問〔四声をめぐる三つの疑問〕」, 1934年; 周法高「説平仄〔平仄について〕」, 1948年; Victor H. Mair and Tsu-lin Mei, "The Sanskrit Origins of Recent Style Prosody," *Harvard Journal of Asiatic Studies* 51.2, 1991; 平田「読陳寅恪《四声三問》〔陳寅恪「四声三問」を読む〕」, 『学人』10, 江蘇文芸出版社, 1996年】。その一方、「四声八病」は中国の文人たちが自らの韻律をめぐる認識を深化させて生まれた理論にほかならず、インドの刺激をまっぴらで出現したものではないという見方も根強く存在する【唐代においても、仏典偈頌の漢訳にあたって原文の韻律に配慮した痕跡は見られない。中国の伝統的學術・文章の訓練を充分に受けていない訳経僧が相当の速度で翻訳をすすめるとき、韻律の対応にまで配慮する余裕はなかったのであろう。平田「義浄訳『根本説一切有部毘奈耶破僧事』はインド韻律をどう処理したか」, 『古田敬一教授頌寿記念中国学論集』, 汲古書院, 1997年】。(1) 5世紀前半の中央アジアの仏教教団がインド文法・韻律学を体系的に受容していたこと, (2) 詩句内部における音節の長短配置を定義するインドの韻律構造に関する知識が鳩摩羅什・慧叡を介して謝靈運ら中国知識人に伝えられた可能性, を考慮に入れるならば、インド韻律学を一種の触媒として5世紀末に「四声八病」の完成をみたと考えても決して不自然ではあるまい【平田「梵讚と四声論(上) 科挙制度と漢語史第二上〔カーヴィアと四声論(上)〕」, 『第二屆國際暨第十屆全國音韻學研討會論文集(一)』, 高雄: 中山大學中文系, 1992年。改稿中】。

「四声八病」説は、南朝の南齊・梁以降、五言詩実作の前提として広く用いられ、7世紀後半までに、近体詩韻律のための声調範疇「平声」(平声)・「仄声」(上声・去声・入声)が形作られていく【高木正一「六朝における律詩の形成」, 1953年; 興膳宏「從四声八病到四声二元化〔四声八病から四声の二元化へ〕」, 『中華文史論叢』47, 上海古籍出版社, 1991年】。

### 3. 韻律規則と試験制度

4世紀から6世紀、南北朝社会の言語生活がいかなるものであったかについては、つとに明らかにされている【陳寅恪「東晋南朝之吳語」, 1936年; 周祖謨「顔氏家訓音辭篇注補」, 1943年】。まず、異民族の反乱を避けて北中国から

南下した晋の王族・貴族を中心とした南朝(東晋・宋・南齊・梁・陳)は、北方中原より移住した土族階級の用いる北方方言と江南土着の庶族階級の用いる吳語との二重言語社会であった。もちろん、言語接触を通じて土族・庶族のことは互いに影響しあう。それに対し、北朝の異民族(鮮卑人など)政権の支配下にある漢人は、異民族語の要素をある程度まじえるものの基本的には伝統的な北方方言を話す。そのため、南朝土族・南朝庶族・北朝漢人の中国語には、さまざまな点で差異が存在していたと伝えられる。

五言詩の創作技法たる「四声八病」は、5世紀末～6世紀の南齊・梁で成立定着していることから、南朝土族の漢字音体系【河野六郎「玉篇に現れたる反切の音韻的研究」, 発表は1937年。1979年著作集による】を前提にすると考えられる。方言が存在する社会で、詩を作るすべての人々に「四声八病」の細かな韻律規則を遵守するよう求めるには、すべての文字につき声母・韻母・声調の所属を定義しておくか必要はない。こうして「韻書」と呼ばれる五言詩作詩用字典が編まれ、普及するようになる。

かりに詩作が単なる知的遊戯に過ぎないのであれば、韻律規則や規範の音韻体系の決定の影響は比較的小さなものととどまったであろう。しかし、梁代から学識・文章表現力による人材登用制度が拡大され、土庶の身分を問わない自由な受験が認められる傾向が強まっていくなかで【宮崎市定『九品官人法の研究』, 初出は1956年, 1992年全集版による; 閻步克『察舉制度變遷史稿』, 遼寧大學出版社, 1997年】、五言詩の技量を理由に官職を与えられる例さえ出てきたことは【『隋書』李諤伝】、重要な意味をもった。韻書の規範に近い音韻体系をもつ方言の話者とそうでない方言の話者とで、韻律上の禁則を犯す可能性の大小が異なり、時にはそれが合否に影響するからである。

南朝は一貫して北朝に対する文化的優位性を保っていたけれども、589年に至って軍事的に優勢な北の隋に滅ぼされ、中国の南北は統一へと向かう。それとあい前後した時期、劉臻・顔之推・蕭該(以上は南朝文化系)、盧思道・魏澹・李若・辛德源・薛道衡・陸爽・陸法言(以上は北朝文化系)ら南北の文人は、合議して押韻の大綱を定めた。これが601年に陸法言により『切韻』として完成される、南北の読書圏の制約を初めて超えた韻書である【周祖謨「切韻の性質和它的音系基礎〔切韻の性格とその基礎となった音韻体系〕」, 1966年; 平山久雄「『切韻』序と陸爽」, 『開篇』6, 1988年】。このとき『切韻』が定めた193韻(声調を異にするものを別の韻として扱う)の枠がそのまま作詩規範として広く使用された形跡はほとんどなく、主流となっているのはあいかわらず南朝の南齊・梁・陳以来の押韻の習慣である。

南北統一に少し先立つ587年、隋の文帝は官僚候補者選抜試験として科挙を制度化した。試験科目の一部には韻文の作成が加えられる場合があり【必ずしも詩や賦ではない】、基準となる韻の体系を示しておかねばならない。そこで唐の初期、『切韻』を基本にしつつ、細かすぎる韻を適宜合併させた欽定の韻を定める作業が行われた。その中心となったのは、南朝陳の出身の許敬宗であり、彼は南齊・梁・陳以来広く用いられている五言詩押韻規範を骨格とした体系を定めた。そこに、北方方言だけに存在する音韻的特徴は必ずしも採り入れられておらず、明らかに南朝士族の文化的伝統を重視した規範となっている。

唐代に入っても、士族・庶族の対立は、南北朝以来引き続き存在する。科挙（とくに進士科）による人材選抜が庶族階層に社会的上昇の機会を与えた結果、士族の文化規範にかなわない者の官界侵入の機会が増加し、両階層の間には軋轢が生じる【陳寅恪『隋唐政治史略論稿』】。そこで士族階層は科挙合格者に対してさらに官僚任用試験である吏部銓試を課し、その基準として「身言書判」（すなわち容貌・話しことば・書法・実務文書の起草能力）を選んだ。判定基準となるのは南朝士族の文化的な型に対する習熟度であり、たとえば「言」において求められたのは貴族の規範的な発音・言葉づかいだったと思われる。

ところが、8世紀初期（ないしそれ以前）に入ると、中国語の音韻史上重要ないくつかの音韻変化（両唇音の唇歯音化〔p->f-など〕、有声子音の無声音化〔b->ph-, p-など〕、鼻子音の非鼻音化現象〔m->mb-など〕、声調の分裂・合流〔有声破裂音・破擦音・擦音にはじまる上声音節の去声化など〕）が文献上に多く記録されるようになる。おそらく、首都の長安が社会・文化の中心となってから百数十年（約3～4世代）たったこの時期、音声言語の規範が、伝統的な南朝士族のそれから、長安方言へと交代したことが変化の背景にあるのであろう。階層を問わず、長安など北方の方言こそ言語規範だとみなすようになった以上、南朝の特徴の強い押韻規範は不合理と感じられ始める。そこで、玄宗の治世から、北方方言を基準とした韻書を編集し普及させようとする動きが出てきた。ただし、安史の乱（755～763年）・黄巢の乱（875～884年）はそうした試みを挫折させ、在来の押韻規範はそのまま次の北宋へ譲り渡されることとなる【平田『切韻』と唐代功令 科挙制度と漢語史第三〔切韻』と唐代功令〕、潘悟雲編『東方的語言与文化』第1期、東方出版社】。

#### 4. 字体と書体の制度化

前漢には「史」（書記）の選考において識字や書体の

試験を行っており、下から上へ提出された公文書中に誤字があれば処罰する制度も存在したと後漢の許慎『説文解字』（100年）は記録する。秦の始皇帝による漢字の字体統一以来、天下の文字の形が異なる状況を防ごうとする努力はずっと継続されてきた。

その手段のひとつとして採用されたのが、試験答案をどのような字体・書体で書かせるかに関する規定である。たとえば、北齊（550～577）の政権は、秀才・孝廉の試験で「策（政治上の課題等に関する問いに答える論文）」の字が不正確であった場合の罰則を定める【『隋書』礼儀志四】。もっとも、南北朝期には、南と北で新しい俗字が作られ、書体もそれぞれ独自の特徴を有するに至ったとされ【『顔氏家訓』雜芸篇】、統一的文字規範は存在しない。

積極的な字体規範化がすすめられるのは唐代である。顔師古が作ったと伝えられる『顔氏字樣』、顔真卿の書で流布した顔元孫『干祿字書』などは、さまざまな異体字の中でどれが規範的に許容されるかを示す楷書字体字典であった。また627年から弘文館で虞世南・歐陽詢により教えられた「禁中の書法」は楷書書体の規範にほかならない。規範化・統一化は古典文献の異体字にも及び、744年に従来「隸古文」で書かれていた『尚書』が通行の字体に改められる【顧炎武『日知録』卷十八「張參五經文字」】。作られた規範は恒久的な形で公開されねばならない。そのため776年には五經と張參『五經文字』の全文が土壁に刻され、819年からは五經が「堅木」に刻され、ついで837年には石碑に刻された「開成石經（九經と唐玄度『九經字樣』）」が完成した。この「開成石經」は、科挙制度と結びついた字体・書体の成立として重要な意義を有し、以後、芸術としての書の歴史とは別に、試験答案のための楷書の書風が存続することになる。

北宋からは国立の教育機構である国子監による出版が始まり、『広韻』、『集韻』、それらの簡約版である『礼部韻略』などの韻書が、標準字体字典としての機能をあわせもつようになった。印刷技術の革新により、石刻から木版印刷への交代がおこなわれたのである。科挙受験者は、楷書体の正誤の基準をこれら字典の見出し字に求めることがしばしばであった。

清朝においては、科挙進士科の最終試験である殿試の答案は、楷書が規範的であるか否かに重点をおいて採点されるが、その一基準となったのが欽定の『康熙字典』（1716年）である。書体規範化の傾向が特に強まったのは乾隆（1736～1795）の中期ないし道光（1821～1850）の初期からであると伝えられ、「小楷」と呼ばれる楷書書法の遵守が科挙合格の必須条件となり【梁章鉅『退庵隨筆』卷六、陳康祺『燕下鄉脞錄』卷十一、薛福成「選學論」、受

験対策として黄本驥『字学挙隅』(1838年)などの文字学参考書が大量に刷られた【龍啓瑞の増補版が最も広く行われる】。この書法は、1898年に張之洞が科挙の試験内容から八股文・韻文・「小楷」を除くよう提言するまで制度的に維持される。

## 5. 『広韻』と『集韻』

唐末五代の戦乱の続く北中国に対し、南中国が相対的に安定した状態で国を保った結果、10世紀になると目立った文化的重心の南下現象が起きてきた【桑原隲蔵「歴史上より観たる南北支那」、1925年】。後周から960年に北中国の政権を継承した宋は、官僚階層の流動性を保つ目的から科挙による人材登用に積極的であろうとする。この方針の影響を直接にこうむったのが、もともと後周=宋の特権階級であった北方出身の官僚であった。965年に後蜀、975年に南唐、978年に呉越と南中国の諸国が相次いで版図に入ったことで、被征服者でありながら文化的に優越する大量の人口が、競争相手として出現したからである。このため、中原出身の官僚たちは、自らの集団によって中枢のポストを独占するべく抵抗した。唐以来の試験制度の伝統は、合否・任用の判定に詩文作品の事前審査ともいうべき「行卷」、受験者に対する人物評価などを含めていたため、権力を握る者に有利になるようある程度基準を操作する余地は残されていたのである。

真宗の景德年間(1004~1007)に至り、科挙実施を担当する礼部の実権が南方人の手に落ちたことで、事態は変化する。かれらは、南方出身者差別を防いで、受験成績による合否判定を保証するべく、科挙規定にさまざまな変更を加えた。1008年に新しい韻書『広韻』が編まれたのは、この景德の改革の一環としてである。4.で記したように、主に写本として流通した唐までの韻書とは異なり、『広韻』は朝廷から木版印刷で提供され、一律の基準を公示するものであった。

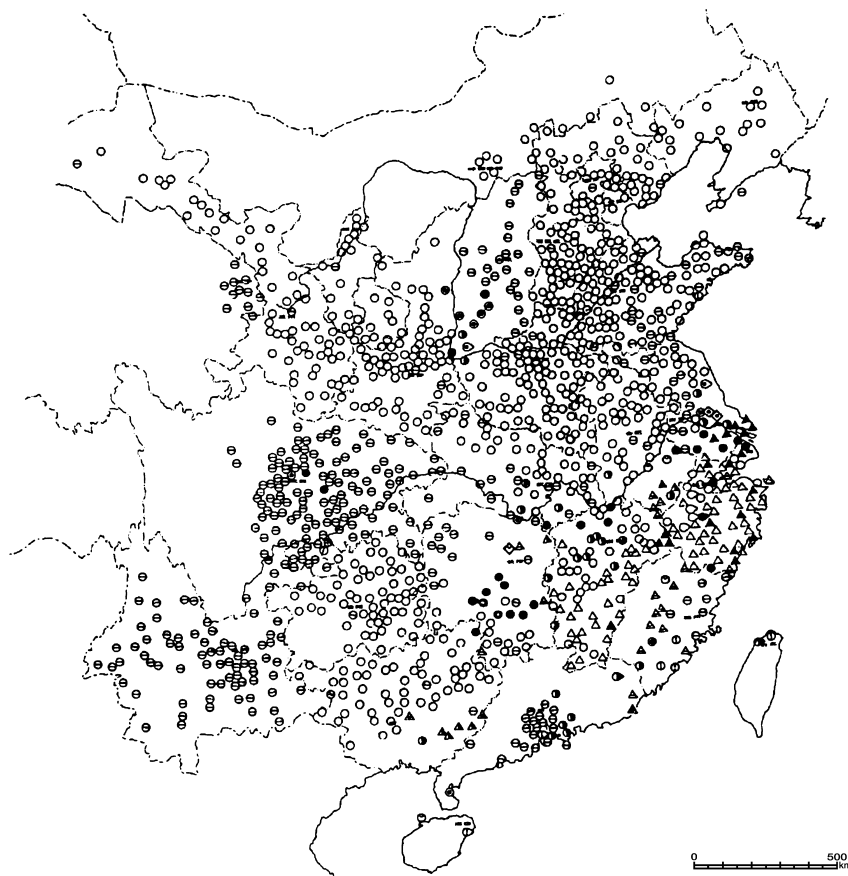
科挙進士科の受験者は、真宗、仁宗の治世下、急速に増加する。唐代では考えられなかった量の答案の中には、漢字音の異説やさまざまな字体が出現してきた。けれども、受験者・採点者に対して客観的な基準を示すという点で『広韻』は不徹底であり、字音の異説や異字体を完全に網羅していない。この欠陥を補って、

あらゆる答案について正誤の基準を判定をできるように編まれたのが、1039年の『集韻』である。『集韻』の編纂作業には、11世紀前半期における文体・思潮の変化が反映され、全書にわたって儒学系学術重視の色彩が濃厚である。

詩や賦など韻文の製作には『集韻』よりも『広韻』が適当であった。そのため、書籍を購入し詩文を作る読者=作者層の増加した南宋の時代には、『広韻』も各地で引き続き改訂復刻されている【『『広韻』と『集韻』-科挙制度と漢語史第五-〔『広韻』と『集韻』〕』、『中国文学的多面的探討国際会議論文集』、台北：台湾大学中文系、1996年】。

## 6. 唐宋科挙制度の方言的背景

3.に述べたように、8世紀中国ではいくつかの大きな音韻変化(ないし音韻規範意識の変化)が発生し、北方方言の発音と韻律規則との乖離が目立ち始める。また、それら音韻変化の多くは北方方言を中心に記録され、南方方言には相対的に少ない。進士科の試験科目として韻文製作を要求し続けるとき、韻律規則のいくつかは北方出身者にとって美的効果を実感できない煩瑣な存在に過ぎなくなる。他方で、母方言の漢字音体系と韻律規則と



平田昌司 作成

の一致度が高い南方の受験者は、言語的に有利な条件下におかれることとなる。

ここに一例として、8～9世紀の資料に現れるアクセントの「全濁上声の去声化（声調が上声であって有声破裂音・破擦音・擦音を頭子音にもつ音節が、去声との区別を失う音韻変化）」をとりあげよう。この現象は、当時の北方方言にだけ発生したと推定されるが、現代中国語方言にも南北差の痕跡は見受けられる。

挿図は、現代中国語のどの地点の方言で、「全濁上声の去声化」が起きているかを示したものである。長江下流域には、現在においてもこの両者を区別できる地点（

など三角形の記号）が集中するのに対し、北方から西南にかけては全く区別ができない地点（ など円形の記号）が広がることを読み取れよう。

「全濁上声の去声化」は、科挙進士科試験科目のうち五言詩には影響しない。しかし、別の試験科目「律賦」で四声すべてにわたる押韻が求められていることを知るならば、音韻変化の影響するところは明らかである。

北方方言 視・侍去声 = 市・恃上声 > 去声  
科挙押韻規定および南方方言 視・侍去声 市・恃上声

つまり、北方方言の話者は、「視・侍」と「市・恃」が違う韻であることを母方言の音韻体系で区別できず、禁則を犯す確率が南方方言の話者よりも高くなってしまふ。唐代以来の韻律規範に含まれる音韻の区別には、この他にも南方でだけ保存されたものが少なくない。言語的条件の不平等性は、5. に述べた「文化的重心の南下現象」とあいまって、北方出身の受験者にいっそうの不公平感をもたらした。南北の不均衡状態を緩和するため、北宋の1069年には王安石が進士科の科目から韻文を除くことを提議し、1070年には北方出身者の合格優遇枠が設けられる。これら科挙改革の動きは、もちろん社会・思潮の変動や南北の文化的格差を主因とするが、南北の言語的条件の違いもひとつの誘因となりえたと考えるべきであろう。

音韻変化は、制度ばかりでなく、文体の選択にも影響を与えた可能性がある。南北朝から唐代までの文章の主流であった「駢文」は対句構成・韻律を重んじた。韻律規則は、音声の調和美を前提に定められる。かりに音韻変化がつつぎと進行していくならば、規則を守ることによって生じる効果は薄れていく。8世紀から11世紀にかけて、「駢文」は使用の場を狭め、かわって唐宋八家文に代表される「古文」体が散文叙述の中心を占めるようになるが、その原因のひとつとして、北方方言における上のような音韻変化を指摘しておきたい【平田「唐宋科

挙制度転变的方言背景（唐宋科挙制度变革的方言的背景）」、『吳語和閩語的比較研究』、上海教育出版社、1995年；平田「方言地図 濁上歸去」、平成1～3年度科学研究費総合研究（A）研究報告書『漢語諸方言の総合的研究』（1）（2）、研究代表者岩田礼、1992年3月】。

## 7. 語彙・文体と制度

語彙・文法・文体の面でも、科挙制度は中国語史と深いかわりをもつ。答案を作成するにあたっては、文体・詩体の規範がなくてはならない。唐代に『文選』が広く読まれ、南宋以降に杜甫・韓愈の注釈が大量に流通したのは、作品の質が優れていたからばかりではなく、科挙の模範答案という意味ももっていた。

科挙の場で出題される文体には時代による変化が認められるが、特に南宋以降強調されたのは口語系語彙・構文の徹底した排除である【荒木敏一『宋代科挙史研究』（第6章）、東洋史研究会、1969年】。すべての答案は典雅さをそなえた古典文語で書かれておらねばならず、受験予定者たちは全国いずれの地域にあっても儒学の経書、模範合格答案集をたよりに勉学に励んだ。その結果として、書きことばを朗読するための漢字音体系、文語の語彙・造語法、文語の統語論からなるスタイルが各方言の内部に貯えられ、識字層に共有されることになった。異なった方言の話者どうしても、会話にこの文語的スタイルを選べるだけの教養をそなえていれば、たとえかなり異なった音声のかたちをとっていても語彙と構文は共通である。音韻の対応関係さえつかむことができるなら、意思疎通は不可能ではない。方言を超えた共通文語の存在は、近代の国民語形成にあたり、大きな意味をもつことになる。

科挙の出題内容が、歴代の散文史に与えた影響も小さくない。清代科挙の「策、論」出題に見られる考証学的傾向【Benjamin Elman, *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China*, University of California Press, 2000】のなげかけた波紋【方東樹『漢学商兌』（1826年）の考証学とその文体への批判の激しさは、科挙の出題という現実的問題を背景とする】、1898年における八股文廃止以後の「古文」選集出版の流行が、その実例となる【韓愈らの「古文」と八股文との関係は、あまり強調しすぎるべきでない。『古文關鍵』『文章規範』などの選集は、策や論の答案を書くための入門書という面が強く、直接八股文の学習に役立てるものではなかったと思われる】。

## 8. 制度化される話しことば

顔之推『顔氏家訓』の記載に代表される南朝士族階層の文化は話しことばの規範にかなりの注意をはらい、既述した唐代吏部銓試の「身言書判」もその伝統を引き継いだものであった。この「身言書判」は、北宋の仁宗の

1028年に無意味な評価基準として廃止される【『文献通考』卷三八】。これ以後、話しことばの規範性は、制度的にエリート＝官僚の条件に含まれることがない。したがって、元の程端礼『程氏家塾読書分年日程』（1335年）から清の曾国藩『曾文正公家訓』（1856～1871年）に至るまで、科挙受験勉強の要領に触れた歴代資料に、話しことばの教育に関わる記述は現れず、話しことばが科挙合格や任官にあたっての現実的条件とされることもほとんどなかった。

しかし、官僚の任用にあたって話しことばを全く意識しないわけにはいかない。たとえば、皇帝に近侍して政策論を重ねるには共通の話しことばによる意思疎通が必要である【陳寅恪「寒柳堂記夢未定稿」に、中華民国成立のち、退位した宣統帝の側近候補となった陳三立が、北京語を話せないとの理由で推薦辞退した逸話を記録する】。また地方官の場合、清代には（１）本籍のある省、（２）本籍地から五百里以内の県など、への赴任禁止が定められており、母方言しか話せない者は、赴任後ことばが通じず司法・行政上の困難に直面することとなる。清朝の皇帝は、満洲語を母語とするゆえに中国の諸言語を相対化して観察でき、中国語の話しことばに規範性を要求した。雍正帝（在位1722～1735）は最も厳格であり、あらゆる地域の出身者に共通語「官話」の学習を義務づけようと努力している。皇帝たちによって、規範の中心と考えられたのは、宮廷標準音の北京官話であったろう【宮廷儀礼で号令をかける職務の鴻臚寺学習序班は、方言の訛りが少ないという理由で、遅くとも1728年以降、直隸（現在の河北）・河南・山東・山西という北京に近い地域の出身者から選ばれる。1862年に設けられた同文館（国立外国語学校）の漢人教員任用にあたっては、同じ理由からこれら四省の出身者が選ばれる定めであった】。梁紹壬（1792～1837以前？）は、江蘇・浙江一帯出身の南方人であって北方方言を話す者の増加に不快感をあらわにしており、19世紀の初期までには北方方言の権威性が全国で広く認められるようになっていたものと思われる。

おわりに

1842年のアヘン戦争敗戦以後、科挙制度批判は急激に増加する。1860～70年代には伝統学術の範囲内での改善が提案されるにとどまったが（馮桂芬）、1880年代に入ってから西洋式教育制度の導入、科挙の試験科目に西洋事情を採用することも提案され始める（鄭觀應）。同じく1880年代の初期、西洋人宣教師たちは音声言語の重視こそが近代教育に不可欠であり、表音文字を中国の漢字音統一の手段とすべきことを中国人に説いていた。1890年代からは中国の知識人によっても、「言文一致」が西洋の基礎教育普及を支えており、国家には国民語が

必要だとの見解が、広く語られる。1895年の日清戦争敗戦ののち、清朝は近代学校教育制度の採用を定め、1905年には科挙制度が廃止される。こうして、南朝の梁以来、1500年以上にわたった、試験による文字言語規範の維持は終焉した。新たに求められたのは、文字言語・音声言語両面にわたって全国共通の国民語である。音声言語中心主義・「言文一致」主義による言語改革論は、やがて言文一致をめざす1910年代の「文学革命」、以後の「国語運動」として結実し、文字言語の現代口語文体・音声言語の「国語」が定着した【平田「目の文学革命・耳の文学革命」、『中国文学報』第58冊、1999年】。

この「文学革命」に対して激しい論難を加え、文語文体に固執した言語的保守主義者たちは、言語改革全般に反対であったかのような印象を与えがちである。しかし、彼らも近代的国民語の必要性は認めていた。その念頭にあったのは、7.の全方言共通文語文体を基礎とした「古文」を近代的な文字言語へと改良しつつ、8.の北京語系「官話」を音声言語として普及させることであったに違いない。今から見ると、中国語のすべての文体にわたって完全な口語化を実践したのは文学革命・国語運動の提唱者たちに限られており、以後の大多数の書き手は共通文語文体と現代口語文体を折衷して作り上げられた文体を採用しているように見える。つまり、現代中国語は、1910～20年代に言語的保守主義者が考えていた国民語像の実現に近い面をも持つ。その基礎となったのは、科挙の受験教育によって築かれた共通文語であった。

文字の統一だけを前提とした科挙が消失し、文字・音声両面の統一を求める国民語教育が成立したことは、中国語の方言に大きな影響を与える。1920～30年代を境として、識字教育・高等教育に用いられる言語は、従来の方言から「国語」へと交代した。以後、方言は日常生活や方言文学といった場で主に用いられ、高等教育を担う道具としての機能を失う。こうして文語との関係を断ち切って基礎語彙中心となった方言には、土着性・純粋性への回帰が保証されるように見える。しかし、文化的語彙と知的討論を他に譲った方言は質的多様性と再生産の力を失い、徐々に衰退・死滅へと向かわざるを得ない。母方言による高等教育のシステムをどこかに残す方言（たとえば香港カントン語）だけが、現在もなお国民語一元化に抵抗する力をもっている事実は、その例証となるであろう。

[附記]

本文は、2000年3月23日に「古典の世界像」調整班研究会（恵比寿・日仏会館）で発表した内容に加筆し、11世紀以降に関する記述を補ったものである。